

令和5年(2023年)1月30日

北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令によるへき地の医療機関への看護師等の派遣に係る事前研修の実施方法について

1 事前研修の実施主体

派遣先医療機関、派遣元事業主と十分な調整を行った上で、北海道保健福祉部地域医療推進局地域医療課(以下「地域医療課」という。)が中心となって行う。

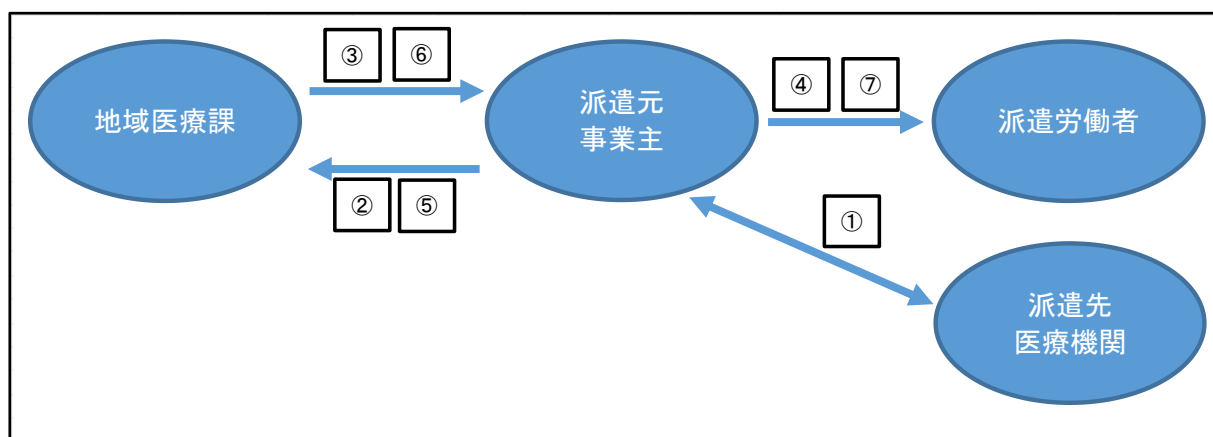
2 事前研修の内容

- (1) 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や関係機関との連携体制のあり方について
- (2) 救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- (3) 地域固有の自然環境や生活環境について
- (4) 派遣労働者の個人的な属性、労働者派遣契約の内容等に基づき、派遣先医療機関、派遣元事業主で協議の結果、事前研修が必要と判断された内容について

※資料作成について

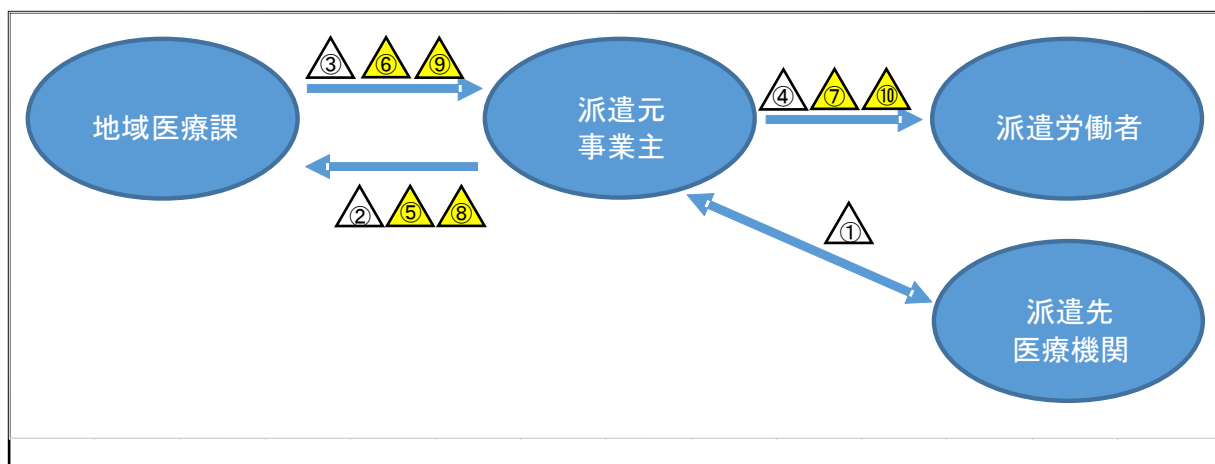
- ・(1)～(3)は地域医療課が作成し、派遣元事業主に提供する。
- ・(4)は派遣先医療機関、派遣元事業主が調整の上作成し、地域医療課が内容を確認する。

3 事前研修の実施スキーム



- ① 派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修資料を作成
- ② 派遣元事業主から、地域医療課に対し、事前研修実施計画書(別紙1)及び事前研修資料(2.(4))を提出
- ③ 地域医療課において、②で提出された資料を確認後、事前研修資料(2.(1)～(3))を提供
- ④ 派遣元事業主において、派遣労働者に対し、事前研修を実施
- ⑤ 研修修了後、派遣元事業主から地域医療課に対して、事前研修修了報告書(別紙2)を提出
- ⑥ 派遣元事業主に対して、事前研修修了確認書(別紙3)、事前研修修了証明書(別紙4)を発行
- ⑦ 派遣労働者に対して、事前研修修了証明書(別紙4)を手交

4 「事前研修を実施する必要のない者について」(※)の実施スキーム



- ① 派遣先医療機関と派遣元事業主の間で派遣契約を締結し、事前研修の必要性について協議
【派遣先医療機関と協議した結果、研修を必要としない場合】
- ② 派遣元事業主から、地域医療課に対し、関係書類の提出（別紙1-1）及び勤務歴資料、勤務時間集計表、申立書を提出
- ③ 地域医療課において、②で提出された資料を確認後、派遣元事業主に対して、確認書（別紙3-1）、証明書（別紙4-1）を発行
- ④ 派遣労働者に対して、証明書（別紙4-1）を手交
【派遣先医療機関と協議した結果、研修が必要な場合】
- ⑤ 派遣元事業主は、①の結果、研修が必要となった場合、地域医療課に対し、関係書類の提出（別紙1-1）、勤務歴資料、勤務時間集計表、申立書とともに、事前研修実施計画書（別紙1）及び事前研修資料を提出
- ⑥ 地域医療課は、資料を確認後、派遣元事業主に対し、確認書（別紙3-2）を通知
- ⑦ 派遣元事業主において、派遣労働者に対し、該当する研修を実施
- ⑧ 研修修了後、派遣元事業主から地域医療課に対して、事前研修修了報告書（別紙2）を提出
- ⑨ 派遣元事業主に対して、確認書（別紙3-3）、証明書（別紙4-2）を発行
- ⑩ 派遣労働者に対して、証明書（別紙4-2）を手交

※ 事前研修を実施する必要のない者～令和3年3月2日付け医政発第 0302 第 14 号「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令の公布について」の第1の5の(二)の⑤に該当する者

【参考】

○ 事前研修を実施する必要のない者

- ア 今般の改正政令に基づきへき地に派遣され、1年以上勤務した経験を有する者
- イ 上記アと同等の経験を有すると認められる者
 - a へき地診療所に一年以上勤務した経験を有する者
 - b へき地医療拠点病院に1年以上勤務し、かつ、巡回診療若しくはへき地診療所に一時的に派遣され当該診療所における業務等に従事した経験を有する者